

**ご注意
ください**

「美容医療サービス」 のトラブルが増えてます!!

「短時間で自然な二重まぶたが作れる」「顔のリフトアップが簡単に」などの「美容医療サービス」の広告を目にする機会が増えました。手軽で身近なサービスに変わりつつある「美容医療サービス」ですが、トラブルは年々増加しています。今号では、「美容医療サービス」を取り上げ、契約をする際の注意点などについて情報を提供します。



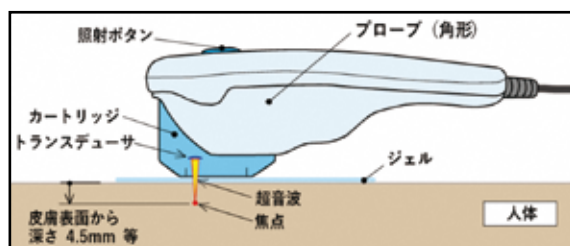
● 美容医療サービスとは

医療機関で医師が行う、脱毛・脂肪吸引・しみ取り・二重まぶた手術・審美歯科などの美容を目的とした医療サービスを指します。最近では、医療の機器や技術が転用されるなど、高度化が進んでいます。

最近の美容医療

HIFU=ハイフ (High Intensity Focused Ultrasound) 高密度焦点式超音波治療法は、密度の高い超音波を熱エネルギーに変えて照射し、顔の肌のハリやたるみ解消を目的とする施術で、もともとは前立腺がん等の治療に使用される技術です。

消費者庁は、エステティックサロンによるHIFUの施術について、やけど等のトラブルが多いことから、注意を呼びかけています。



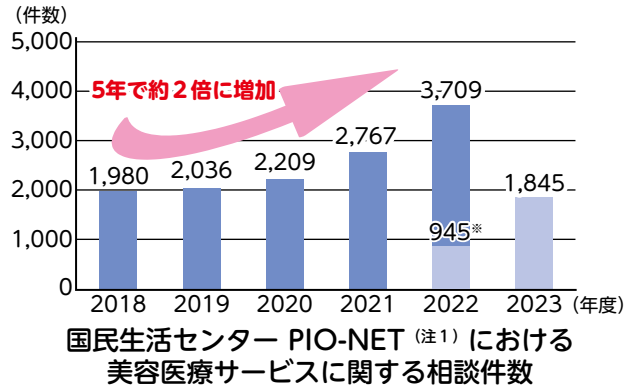
HIFU照射イメージ (消費者庁のHPより引用)

● 美容医療サービスの特徴は？

最も大きな特徴は、受けるかどうか**即断即決をする必要がない**ことです。「美しくなりたい」という主観的な願望を満足させるための施術であり、急いで施術をしなければ命に関わるということはありませんし、早く施術をすればより良い結果が得られるということもありません。

相談件数の推移

全国の消費者センターに寄せられた美容医療サービスの相談件数は、これまで2,000件程度で推移してきましたが、2021年度は2,767件、2022年度は3,709件と大幅に増加しています。前年同期との比較から、2023年度の相談件数は更に増えるのではと予想されます。



※2022年度同期件数(2022年7月31日までの登録分)は945件

(注1) PIO-NETとは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと

どんなトラブルがあるの？

主なトラブルを大きく分けると、「HPを見てカウンセリングを受けるつもりで行ったのに、クリニックから勧められて高額な契約をした。解約したい」などの「契約に関する」トラブル、「脱毛を受けたら火傷を負ってしまった」などの「危害に関する」トラブルがあります。特に体に影響を受けた「危害に関する」トラブルは、後遺症や損害賠償に関わることも多く、問題の解決には、弁護士などの専門家の力が必要となります。



契約に関するトラブルの例

- その1** 二重まぶたの手術の相談に行き、当日中の手術を強く勧められて受けたが、金額や仕上がりに納得がいかない。一部で良いので返金してほしい。
- その2** 薄毛が気になり、インターネットで見つけたAGA(男性型脱毛症)治療専門クリニックでカウンセリングを受けた。今日契約すれば割引があると言われローンを組み契約したが、高額で支払いが出来るか心配だ。解約したい。
- その3** 1年前に契約した脱毛クリニックが倒産し連絡がつかない。まだ受けていない施術もあり、前払いした代金を返金してほしい。

危害に関するトラブルの例

注：危害に関するトラブルの例は国民生活センターのHPから抜粋

- その1** 画像専用SNSで見たクリニックの予約を取り、二重瞼の埋没法の手術を受けたが、痛みや腫れがひどく結局抜糸した。返金してほしい。
- その2** 顔のハリやトーンアップのために美容レーザーの手術を受けたらあごをやけどし、赤くなり少し腫れている。クリニックに何を求められるか。
- その3** クリニックで涙袋にヒアルロン酸を注入する施術を受けたら、片目の周囲が腫れてあざとしこりが出来た。クリニックにどのようなことを求められるか。

● トラブルにならないために

美容医療サービスは医療行為です。どのような施術でもリスクを伴う可能性があることを理解しましょう。契約をする前には、施術の必要性やリスクなどをよく考え、「あわてず」「あせらず」「慎重」に判断をしてください。

ココがポイント POINT

✓ 比較検討しじっくり選ぶ

美容医療サービスは緊急性の少ないサービスです。事前のカウンセリングは複数の医療機関で受けて、施術内容やリスク、料金などをじっくり比較検討した上で選びましょう。厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) には、サービスを受ける前にチェックしたい項目が示されています。ぜひ参考にしてください。

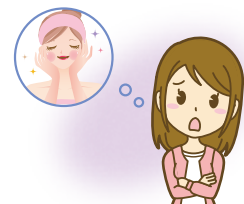
✓ うまい話に飛びつかない

「キャンペーン価格」「カウンセリングを受けた人だけの特別価格」そんな提案があっても安易に受けず、一度持ち帰り冷静に判断しましょう。



✓ 過度な期待は禁物

広告などのビフォーアフターの写真はあくまでも一例です。仕上がりが同じようになるとは限りません。結果には個人差があることを認識してください。



✓ 契約してしまっても

施術の内容や期間、金額によっては、クーリング・オフが出来る場合もあります。「契約をやめたい」と思った時には早めに申し出、また出来るかどうか迷った場合は「消費者センター」にご相談下さい。



10月は「食品ロス削減月間」です

「あーもったいない」その思いが食品廃棄ゼロにつながります。持続可能な社会を未来へつなぐための取り組みをヒントに、あなた自身ができることを見つけてみませんか。

食品ロス対策をしましょう!

かしこく買い物

- ・事前に献立を考え、在庫を確認してから買い物へ
- ・カートを使わずに手で下げられる重さだけ買う
- ・「安い」からといって、必要以上に買すぎない
- ・棚の手前から商品をとる

しっかり食べきる

- ・賞味期限、消費期限を確認し、無駄なく使い切る
- ・野菜の皮は過剰に厚くむかない
- ・切れ端もすぐに捨てないで何かに使えないか考える
- ・外食では食べきれぬ量を注文する

消費生活教室

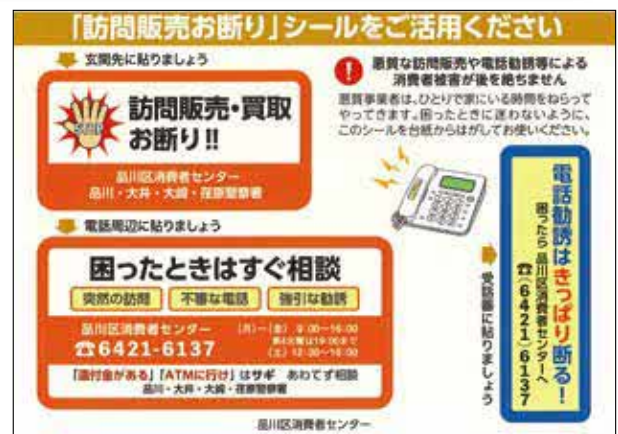
消費者センターでは、12月に食品ロス削減をテーマにした消費生活教室を開催します！
企業の取り組みを知り、日頃の生活に役立つ情報をお知らせします。どうぞご期待ください。

パネル展

パネル展で食品ロス削減について学びましょう
日時：令和5年10月25日（水）～11月2日（木）
午前8時30分～午後5時15分
会場：品川区役所本庁舎・第二庁舎
3階渡り廊下

訪問販売・電話勧誘でトラブルにあわないために

悪質事業者は、あなたがひとりで家にいる時間をねらってやってきます。ひとりで訪問販売や電話勧誘を断るのは勇気がいります。困ったときに迷わないように、玄関、受話器や電話の近くに貼るシールを作りました。消費者センターで配っています。町会・自治会や高齢者クラブなど、団体でご利用の場合も無料で差し上げますのでご連絡ください。



困ったらひとりで悩まず

品川区消費者センターへ

品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

無用な不安 無意味だな

☎03-6421-6137

月～金曜日 9時～16時（電話・来所）
第4火曜日 19時まで（16時以降電話のみ）
土曜日 12時30分～16時（電話のみ）
年未年始・祝日はお休みです



交通

東急大井町線

「下神明駅」下車 徒歩2分

JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線

「大井町駅」下車 徒歩15分